

## 今夏の高温等により被害を受けた農業者の経営継続を支援します

令和5年夏季の高温・渇水に伴う農作物の被害が発生しており、今後の経営への影響が懸念されることから、低利な資金設定により、被害を受けた農業者等の経営継続を支援します。

- 1. 支援内容** 新潟県農林水産業振興資金(8号資金)を融通する融資機関への利子補給
- 2. 貸付対象者** 農林漁業を営む個人、法人又は団体で、高温・渇水被害による農作物等の販売金額(売上高)の減少が、過去3か年の平均の販売金額(売上高)の100分の10以上であることが見込まれる者
- 3. 資金の主な内容**
  - ①貸付限度額 個人・法人ともに600万円
  - ②償還期限 7年以内(うち据置期間2年以内)
  - ③貸付実行期間 令和6年3月末日まで
  - ④貸付金利 基準金利2.05%以内(内訳:市0.85%、県0.85%、借入者0.35%)
- 4. その他** 詳細が決まり次第、別途発表いたします。

問

農林創生課 ☎0258-62-1700 (内線 222)  
地域経済課 ☎0258-62-1700 (内線 230)